

2021年3月22日

J-NET株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における 社員の勤務体制について（第13版）

弊社では、厚生労働省労働基準局より発せられた基安発 0331 第 2 号に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策（第 6 版）について 2021 年 3 月 22 日に公表させていただいております。

2021 年 1 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき対象地域に緊急事態宣言が発出されました。その後、感染拡大が収束していない都府県においては 2 度の延長がなされ、3 月 21 日に解除されました。

なお、弊社では新型コロナウイルス感染防止の観点により、出勤社員を縮減する輪番による勤務体制と在宅勤務につきましては、3 月 22 日以降も継続させていただきます。

引き続き、ご契約いただいておりますお客様及び関係各所の皆様にご不便をお掛けしませんように、万全を期して全社取組をしておりますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上